

# ちょこボラサービス説明会

ボランティア活動やちょこボラサービスを知りたいという方はぜひお気軽にご参加ください。

日時	7月2日(木)13:30~14:30、7月3日(金)10:00~11:00
会場	社会福祉協議会 本部 (栄3-1-2 尾張一宮駅前ビル4階)
対象	ちょこボラサービスの協力会員としての活動に興味のある方
定員	各日20名(応募多数の場合は抽選。抽選結果はメールまたは電話にて6月26日頃通知予定)
参加費	無料
持ち物	筆記用具
申込み	下記URLまたは右記二次元コードから申込みフォームで応募、または本部(Tel.85-7024)へ連絡 <a href="https://forms.gle/n1nMMo95s45spk836">https://forms.gle/n1nMMo95s45spk836</a> 期間：6月24日(水)まで
その他	・説明会は2回とも同じ内容です。どちらかにご参加ください。 ・ちょこボラサービスの詳細については、下記URLまたは右記二次元コードからご覧ください。 <a href="https://www.138sk.org/index.php/a/25-vc/182-chokobora">https://www.138sk.org/index.php/a/25-vc/182-chokobora</a>



## 成年後見制度ってなあに??

第1回

### ～後見人等ってだれがなるの?～

成年後見制度とは、認知症や障害などにより判断することが難しくなった方に対し、銀行での手続きや介護サービスの契約などを支援するため、家庭裁判所が選任した後見人等\*がサポートを行う制度です。今回から一宮市成年後見支援センターに寄せられるご相談の中から、よくあるご質問について、複数回にわたりわかりやすくご紹介していきます。\*後見人等：任意後見人・補助人・保佐人・成年後見人等を含む

Q

後見人等には、どのような人がなるのですか？



A

本人のためにどのような支援が必要かといった個別の事情に応じて、家庭裁判所が選ぶこととなります。ご本人に法律上又は生活面での課題がある、複雑な資産の管理が必要であるなどの事情が判明している場合には、弁護士、司法書士、社会福祉士など、専門的な知識を持っている方が後見人等に選ばれることがあります。複雑な問題がない場合は、親族の方(配偶者や子、兄弟など)が後見人等になることもあります。



### ◆知っておきたいポイント

申立ての際には後見人等の候補者の希望を伝えることもできます。ただし、最終的には家庭裁判所の判断となるため必ず選ばれるとは限りません。2025年の統計によると、親族が後見人等になっているケースは全体の約16.4%となっています。割合は少ないですが、親族が選ばれにくいということではなく、身寄りがない又は頼れる親族がいない方が増えており、後見人等の候補者として親族を希望して申し立てるケースの割合が少ないようです。

◆制度についてより詳しく知りたい方は、下記へお気軽にご相談ください。

【問合せ】 一宮市成年後見支援センター(社会福祉協議会内) Tel.85-8828